

スポーツ安全保険（2018年度）

2019年度版スポーツ安全保険の詳細は2019年2月末に（公財）スポーツ安全協会より発表されます。

スポーツ安全保険とは、（公財）スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、加入手続きを行った4名以上のアマチュア団体の構成員（MFJライセンス会員※）を被保険者（補償の対象となる方）として、東京海上日動火災保険（株）を幹事会社とする損害保険会社8社との間で、傷害保険（突然死葬祭費用保険担保特約付）を一括契約した補償制度です。

※MFJライセンス会員とは・・・競技ライセンス取得者、ピットクルーライセンス取得者、およびスポーツ安全保険に任意加入しているMFJ競技役員・講師ライセンス取得者（競技者として）

1 対象となる事故の範囲（日本国内のみ対象）

下記の団体活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む）。

①MFJ公認または承認登録された競技会の公式開催期間（主催者が申請しMFJが公認した競技会期間）で、かつ当該競技会主催者の統括下において行われた【競技（決勝）】【予選】【公式練習】中の事故。

※当該競技会に付帯する“スポーツ走行”でも対象外となる場合がありますので、ご不明の場合は当該主催者へお問い合わせください。

②MFJ公認または承認登録された競技会に参加している者の当該競技会の経路往復中の事故。

2 補償期間

2019年度MFJライセンス所持者は2019年4月1日（または2日）から2020年3月31日まで。ただしライセンス申請手続きが2019年4月以降の場合は、ライセンスの手続きが完了した翌日より補償が開始され2020年3月31日までとなります。

※補償開始日はライセンス手続完了日が基点となります。ご自身のライセンスカードに記載されている「保険期間」にてご確認ください。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院については治療日1日目から補償、また1日当たりの定額保険金でのお支払い

スポーツ安全保険は「スポーツ活動の種類」や「会員の年齢」で加入区分・掛金・補償額が定められ、MFJでは下記の加入区分・掛金と補償額になります。

*2016年度より区分・補償内容の改定。

C区分が、65歳未満限定（中学卒業以上～）となり、65歳以上の方はB区分へのご加入となります。その他、通院保険金支払限度日数の改定、後遺障害保険金が改定されました。

※2018年度版

加入区分			年間掛金 ^{注2} (1人当たり)	傷害保険				突然死葬祭費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内		
入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)							
子供	中学生以下	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
大人	中学卒業以上～ 64歳以下 ^{注1}	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	
	65歳以上 ^{注1}	B*	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	

注1 64歳以下と65歳以上・・・2019年4月1日と、ライセンス申請手続（決済・必要書類の送付）の全てが完了した日のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

注2 年間掛金は、ライセンス申請時にライセンス会費・事務手数料（500円）とともにお支払いいただきます。

※手術保険金、柔道整復師の施術 については「スポーツ安全保険のあらまし」の支払われる保険金をご覧ください。

※保険期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日までとなります。ただし、ライセンス申請が当該年度4月1日以降の場合は、ライセンス登録日の翌日から補償が開始され翌年3月31日までとなります。

※スポーツ安全保険に設定されている賠償責任保険は、自動車（自動二輪車・原動機付自転車を含む）の所有・使用または管理に起因する損害は対象外となります。

4 各種お問い合わせは

お問い合わせは下記まで

この「スポーツ安全保険」の詳しい内容は

（公財）スポーツ安全協会のホームページ／資料請求内に掲載されている「スポーツ安全保険のあらまし」「スポーツ安全保険の解説」をご覧ください。

公益財団法人スポーツ安全協会
ホームページ <http://www.sportsanzen.org>
〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11西新橋光和ビル8階
TEL 03-5510-0022

保険金のご請求、お支払いに関するお問い合わせは

東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー
フリーダイヤル 0120-789-047
〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4
TEL 03-6632-0479

事故通知依頼に関するお問い合わせは

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会・スポーツ安全保険係
ホームページ <http://www.mfj.or.jp/>
〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6築地スクエアビル10階
TEL 03-5565-0900 FAX 03-5565-0907
mail spoan@mfj.or.jp

スポーツ安全保険 保険金請求の流れ (MFJ会員の事故で多く適用される傷害保険金の場合)

大会事務局に
必ず届け出て
負傷の記録を残す

■団体活動中にけがをしたら主催者へ届け出てください

団体活動中にけがをした場合は、程度にかかわらず当日大会事務局へ必ず届け出をしてください。届け出がないと大会事務局に負傷の記録が残らず、スポーツ安全保険金の請求はできません。当日、医務室・救護所等で診察や治療を受けなかった場合は、大会事務局に記録が残っていないのでご注意ください。

MFJへ事故通知
依頼をする

■スポーツ安全保険事故通知依頼書を入手してください

事故通知をするためには、「スポーツ安全保険 事故通知依頼書(様式-9b)／傷害保険」が必要です。入手方法は、

- ・当日、大会事務局に用意があればそこで受け取る。
- ・MFJ ホームページからダウンロードする。 MFJ ホームページ：<http://www.mfj.or.jp>
- ・MFJ に電話・メールで請求する。 MFJ ☎：03-5565-0900
✉：spoon@mfj.or.jp
- ・MFJ ホームページからオンライン送信する。 MFJ ホームページ：<http://www.mfj.or.jp>

東京海上日動
スポーツ安全
保険コーナーへ
事故通知をする

■MFJから東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ事故通知をいたします

MFJへ提出された「スポーツ安全保険 事故通知依頼書(様式-9b)／傷害保険」の報告内容と主催者より提出された競技会負傷者報告を照合したのち、MFJより東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ事故通知をいたします。

この事故通知後「事故通知完了のお知らせ」をMFJよりお送りしております。

保険会社より
保険金請求書類が
送られる

■保険会社より保険金請求書が送られます

この事故通知後、東京海上日動スポーツ安全保険コーナーより保険金請求書類が送付されます。この保険金請求書の送付は競技会主催者からの負傷者報告と事故通知依頼の照合をMFJで行ってからのこととなり、その照合に多少の日数がかかる場合があります。

送られてくる書類について

保険会社より下記のものが送られます。(傷害保険 / 入院保険金の場合)

- スポーツ安全保険 傷害保険金ご請求のご案内
(保険金請求書・診断書書式)
- 返信用封筒

請求に必要な書類について

基本は **傷害保険金ご請求のご案内** のとおりです。
ただし、**必ずご送付いただく書類** ②加入依頼書のコピー につきましては、**添付の必要はありません。** 団体代表者であるMFJが対応いたします。

請求書の記入について

基本は **5. 保険金請求書記入例** のとおりです。
ただし、**② 団体代表者証明印 および ④ 加入内容** につきましては、**記入の必要はありません。** 団体代表者であるMFJが記入・捺印いたします。

請求書類の送付先について

返送先は、**保険会社ではなくMFJです。**
返送先が東京海上日動 / 関東スポーツ安全保険コーナーと案内されておりますが、**返送先はMFJです。**
返信用封筒、またはご用意いただいた封筒にて、下記送付先までお送りください。

※送り先が保険会社ではなく、なぜMFJなのか?
MFJが団体代表者であり、MFJにて記入・捺印する項目があるためです。

請求書類を
MFJへ送る

■保険金を請求する(請求書類を送る)

保険金請求書類はMFJ本部へお送りください。
〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10階
(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会・スポーツ安全保険係

保険会社より
保険金が
支払われる

■保険会社より保険金が支払われます

保険会社で請求内容が確認された後、保険金をご指定の金融機関口座へ振り込まれます。保険金の支払いなどに関するお問い合わせは
東京海上日動 / 関東スポーツ安全保険コーナー TEL0120-789-047 まで

スポーツ安全保険 事故通知依頼書(傷害保険)

■負傷されたときは速やかにこの事故通知依頼をMFJに行ってください。(FAX可)

競技期間中に医務室・救護所で診察や治療を受けなかった場合は、この事故通知依頼は受付できない場合があります。

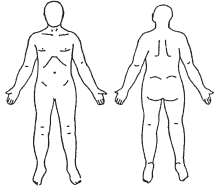
負傷されたら必ず医務室・救護所または当該競技会の事務局に届け出てください。

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が減額されることがあります。

また、保険金請求権には時効がありますのでご注意ください。

記入日 年 月 日

ライセンスNo	ライセンスの種目(該当に○)	ライセンスのクラス(該当に○)
—	ロードレース・モトクロス・トライアル・スノーモビル・エンデューロ スーパーモト・ピットクルー・エンジョイ・その他()	国際・国内・フレッシュマン・ジュニア・国際A級・ 国際B級・国内A級・国内B級・PC・A級・B級
氏名	保険金請求書送付先(ライセンス登録情報と同じ場合は記入の必要はありません)	
フリガナ	〒	
生年月日: 年 月 日	TEL:	日中連絡先:
	E-mail:	

事故日と時間帯	競技会名称	主催者
年 月 日 時頃		
出場種目(該当に○)	出場クラス・ゼッケン	会場
ロードレース・モトクロス・トライアル・スノーモビル・エンデューロ スーパーモト・ミニロード・ミニバイク・ミニモトクロス・その他()		
事故の状況		
◆事故はいつ起こりましたか?(該当に○) 公式練習・予選・決勝レース(ヒート)・その他()		
◆負傷された時の状況を詳しくご記入下さい。(場所* / 原因 / 結果など *往復中はその場所の住所などをわかる範囲で)		
負傷の状況		
◆負傷したのはどの部位ですか(該当に○)	◆傷病名	
 <p>頭部 顔面部 頸部 肩部 鎖骨 胸部 腹部 後背部 腰部 股関節 右/左手(上腕・前腕・手首・指) 右/左足(大腿・下腿・足首・指) 他()</p> <p>*図の負傷部位にも○</p>	◆治療日数(見込み) *未定の場合は未記入で結構です。 入院 日 通院 日	
◆医療機関名 *複数通われた場合は、全ての医療機関名をご記入ください。		

■スポーツ安全保険請求の流れ

- ① 本事故通知依頼がMFJに届く
- ② MFJにて主催者からの負傷報告とこの事故通知依頼内容を照会
- ③ 照会后MFJからスポーツ安全保険コーナーに事故通知をする
- ④ スポーツ安全保険コーナーより負傷者に保険金請求案内が届く
- ⑤ 負傷者は必要書類をそろえMFJに保険金請求書類一式を送る
- ⑥ スポーツ安全保険コーナーより負傷者に保険金が支払われる

・この事故通知依頼の提出後(①)、スポーツ安全保険コーナー(東京海上日動)から請求ご案内が届きます(④)。

送付には多少日数がかかる場合がありますのでそれまでお待ちください。

・⑥保険金請求書類の提出先は MFJ・スポーツ安全保険係です。

■問い合わせ・送付先

(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会 スポーツ安全保険係
〒105-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10F
TEL: 03-5565-0900 / FAX: 03-5565-0907
E-mail: spoan@mfj.or.jp

MFJ記入欄	
受信日	
通知日	
請求日	